

令和5年9月29日

千葉県総合企画部政策企画課企画調整室 御中

千葉県千葉市中央区中央4-13-10 千葉県教育会館5階
千葉県生活協同組合連合会 会長理事 首藤英里子

「(仮称)千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」の 骨子案に関する意見

千葉県におかれましては、日頃より県民のいのちや生活を守り、人々がいきいきと活躍する社会を構築するため尽力されていることに対し、心から敬意を表します。

私共、千葉県生活協同組合連合会では、12の県内生協とともに「暮らしを良くする」ため、「共生社会」に関する学習や検討を重ねています。今回の条例策定は、SDGs(持続可能な開発目標)の理念「だれ一人取り残さない」社会の実現に寄与するものであり、新しい千葉県の姿を創造するものと、大きく期待しています。

については、提案された骨子案に対して、下記の通り、意見を申し上げます。

(1) 基本理念に、「差別のない社会」を目指すことを示してください。

今回の条例では、基本理念の下、《目指す社会》として、①年齢、②性別、③障害の有無、④国籍及び文化的背景・性的指向及び性自認といった、立場の異なる視点での社会観のもと、それぞれ立場の違う人々を尊重することが規定されています。

尊重することは差別をなくすことと同義と考えますが、改めて明確に「差別のない社会」を目指すことを表明すべきと考えます。現在、様々な差別によって生きづらさを抱える人々が多数存在しています。差別されている方々が、救われ力づけられるよう「差別のない社会」を目指すことを基本理念に示してください。

(2) 《目指す社会》の中に、社会的身分、門地、職業、貧富などの立場からの社会観を加えてください。

だれもが尊重されるためには、4項目のみに止まらないと考えます。以前より存在する社会的身分、門地、職業、貧富などの違いについても、同様に目指す姿を示すべきと考えます。

(3) 条例を反映した、指針を策定してください。

この条例に示した理念は、総合計画や各種の法定計画等の中に反映され実行されるものと理解しますが、より実効性を高めるためには県民をはじめとする様々なステークホルダーに向けて、指針を示す必要があると考えます。

社会を変化させるためには、県民の行動変容が大きな要素となります。ぜひ、県内の様々な人々にどのように行動すべきか、条例とともに、目に見える形として具体的な指針を示していただくよう要望します。それをもとに、理解促進のための学習や啓発の場を設けていただきたいと思います。

以上